

○ 稲川土地改良区役員並びに職員表彰規則

（昭和57年8月31日
制 定）

（目的）

第1条 この規則は、役員並びに職員又は役員並びに職員であった者で、この土地改良区の公共の土地改良事業に尽くし、農業構造の改善に資することきわめて顕著であると認められる者を功労者として理事長が表彰することを目的とする。

（被表彰者）

第2条 表彰は、次に掲げる者について行う。

- （1）土地改良区の親展に関し尽力し著しい功労のあった者
- （2）農用地の改良、開発、保全及び集団化、その他の事業に関し著しい功労のあった者
- （3）農業生産の向上、総生産の増大、農業生産の選択的拡大に関し著しい功労のあった者
- （4）職務に精励すること満10年以上に及び多大の功績を残した者
- （5）職務に精励して満10年以上で退職した者
- （6）前各号に掲げる者のほか理事長において表彰するに足ると認める者

（表彰の時期）

第3条 表彰は毎年1月開催理事会において行う。ただし、必要があると認めるときはこの限りでない。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰には、記念品をあわせて授与することができる。

（表彰者の登録）

第5条 理事長は表彰を受けた者を表彰者名簿に登録し、これを永久に保存するものとする。

（追彰）

第6条 理事長は、表彰を受けるものが表彰前に死亡したときは、その遺族に追彰することができる。

（表彰の取消）

第7条 理事長は、表彰を受けた者に受賞者たる体面をそこなう行いがあったときは、表彰者名簿の登録を取り消しする。

附 則

この規程は昭和57年9月1日から施行する。